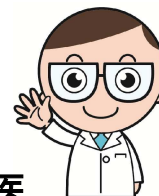


医療トピックス Q A



今月の院長先生からの質問



Q

医療法人を設立しました。個人で所有している自動車を医療法人へ引き継ぐ場合、自動車保険の割引等級は引き継げないのでしょうか？

A

個人で所有している自動車を法人へ引き継ぐ際、自動車保険の割引がよく問題になりますが、個人の割引等級は以下の条件を満たせば引き継ぐことが可能となっております。

個人事業主が行っていた事業の全部又は一部を遂行するために法人が設立されたこと。

個人事業と新設法人で事業の同一性が確認できること

個人事業主が記名被保険者となって締結していた保険契約の車が継承日において法人に持ち出されること。

保険会社によっては、継承できなと言われるところもありますが、原則は出来るはずなので、代理店によく確認をしてみてください。

今月の時事ニュース

「介護・障害福祉人材確保特措法」

～衆院本会議～

民主党ほか5党は、4月1日の衆議院本会議に、議員立法「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」を提出。代表して民主党の中根議員が趣旨説明を行った。

中根議員は、全産業の月額平均賃金約32万5,000円に対し、ホームヘルパーは21万、福祉職員は約22万にとどまっていることを挙げ、介護現場などの人材不足がますます深刻なものとなっていることを説明した。

賃金改善の措置として、「都道府県知事は、賃金を改善するための措置を講ずる事業者に対し、その申請に基づき助成金を支給することとする」とし、助成金の支給により一人につき平均1万円の賃金の引き上げを見込んでいる。助成金の内容には、事務の執行に要する費用の交付も含まれている。